

おきなわ 自治の風

第67号

2022年7月

発行

おきなわ住民自治研究所

〒900-0022 那覇市樋川2-6-7

樋川第1ビル 305

TEL 098-855-2515

Fax 098-853-6545

Email okijitiken@gmail.com



玉城デニー知事の埋め立て変更不承認を踏みにじり、工事を強行する国・防衛施設庁へ抗議するカヌー隊、

「復帰50年—沖縄の課題と展望」

2. **県民が声を上げれば政治を動かすことができる**
県知事選挙での玉城デニー知事の勝利を

7. **新全体主義と平和・人権・地方自治の破壊③**

13. **沖縄の歴史—「自治」を軸に考える**
第22回 占領下の日本と「民主化」

17. **辺野古通信**

18. **「復帰50年」に寄せて—**
・僕にとっての沖縄 ・沖縄について思うこと
・与儀喜一郎さんを悼む

県民が声を上げれば政治は動かすことができる

県知事選挙での玉城デニー知事の勝利を

沖縄県議会議員

渡久地 修

はじめに

沖縄の課題と展望を考えるうえで、まず、沖縄戦とその後27年間の米軍による異民族支配下の沖縄が置かれてきた状況について正しく認識すること。そして、現在の沖縄が、復帰に託した県民の願いに対してどうなっているのかの現状を分析すること。

そうすることで、これからの沖縄の進むべき方向はどこにあるのかを明らかにすることできると思います。

沖縄戦と米軍占領時代

去る太平洋戦争末期、日本の敗戦が濃厚になっていく状況下で、沖縄戦は本土防衛・国体護持のための時局の『捨て石作戦』として遂行され、沖縄は国内で唯一、一般住民を巻き込んだ熾烈な地上戦の場とな

りました。あらゆる地獄を集めたと言われる、想像を絶する極限状態を経験し、県民4人に1人、20万人余の尊い生命が奪われました。

沖縄を占領した米軍は、住民を収容所に囲い込んで最中に勝手に土地を奪い米軍基地の建設を進め、県民が収容所から帰ってみると土地は米軍に奪われていました。1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約によって沖縄は日本から切り離され、戦後27年間も、米軍の施政権下、植民地状態に置かれることになりました。米軍施政権下のもと、

県民の命と人権は蹂躪され、銃剣とブルドーザーによる土地の強制接収、米軍基地建設が強行されるなど土地や財産は奪われてきました。

沖縄県民は、命と人権、土地や財産を守り、人権が尊重されるように

と日本復帰をめざして島ぐるみのたたかいを展開してきました。

屋良「建議書」の重み

復帰に託した沖縄県民の願いは何だったのか。日本復帰時の琉球政府・屋良朝苗主席が政府に提出した「復帰措置に関する建議書」には、「ア

メリカは戦後二六年もの長い間沖縄に施政権を行使してきました。その間にアメリカは沖縄に極東の自由諸国の防衛という美名の下に、排他的かつ恣意的に膨大な基地を建設して

きました。基地の中に沖縄があると、いう表現が実感であります。百万の県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活してきました。そのみでなく、異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからに外なりません。経済面から見ても、平和経済の発展は大幅に立ちおくれ、沖縄の県民所得も本

土の約六割であります。その他、このように基地があるがゆえに起るさまざまな被害公害や、とり返しのつかない多くの悲劇等を経験している県民は、復帰に当っては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります」と記されています。

復帰に託した県民の願いは実現したか

1972年5月15日に沖縄は日本に復帰しましたが、沖縄県民が望んでいた「平和憲法の下で基本的人権が保障される」という復帰は果たして実現したのでしょうか。

国土面積のわずか0.6%の沖縄に今なお全国の米軍専用施設の70.3%が押し付けられています。復帰時点の米軍基地が58.75%だったことをみれば復帰後も逆に沖縄への米軍基地の押し付けが進められたことになりました。米軍基地の本島面積に占める比率は14.5%、嘉手納基地に至っては町面積の82%を占め、普天間基地は街のど真ん中に位置して

います。

米軍基地あるが故の事件・事故、犯罪はあとを絶たず県民の命と人権は占領時代のように踏みにじられ続けていくのです。

米海兵隊員3人による女子小学生への暴行事件、20歳になったばかりの女性が元海兵隊員に暴行され殺される事件、MV-22オスプレイの墜落、CH-53Eの不時着炎上事故、保育園への米軍ヘリ部品落下、普天間第二小学校の運動場へのCH-53Eの窓の落下事故などが相次いでいます。民間地域での危険な吊り下げ訓練、夜間の住宅上空の超低空飛行などが増加し、嘉手納基地、普天間基地周辺では、所属機の訓練だけでなく外来機の飛来による爆音の増加、夜間の離着陸も増加しています。P FASによる環境汚染など、県民や子どもたちの命と健康が脅かされ続けています。

県民生活も苦しい状況が続いています。これまで5次に渡る沖縄振興計画が実施され、約13兆円もの沖縄振興予算が投下されてきましたが、沖縄県民一人あたりの所得は239万1千円で全国平均の7割で全国最

下位となっています。沖縄県の最低賃金も、全国平均930円、東京都1041円に対して、沖縄県は820円と国の政策によって格差がずっと続いています。子どもの貧困率は全国の約2倍の状況になっています。

これからの沖縄の進むべき方向

日本共産党県議団は、沖縄振興の在り方として、特に次のことを提起し続けてきました。

第一は、沖縄に投下された振興予算が本土に還流する仕組みを改め、県内を循環し、県内企業、家計に蓄積され、県民所得向上につながる仕組みに改めること。

去年の議会で国発注公共工事と県発注公共工事の実態について明らかにしましたが、2020年度の公共工事の発注状況を見ると、沖縄県土木部と農林水産部発注の公共工事、592億400万円のうち、本土企業が36億9700万円（6.2%）、県内企業が555億700万円（93.7%）となっています。その一方で、沖縄総合事務局発注の公共工事、403億5900万円の

うち、本土企業発注が152億5700万円（37.8%）、県内企業251億200万円（62.2%）。沖縄防衛局発注の公共工事、472億9600万円のうち、本土企業が217億8000万円（46.1%）、県内企業が255億1600万円（58.9%）となっており、いまだに、本土大手ゼネコンなどに還流しているのが実態です。

振興予算の本土還流をくいとめ県内を循環する仕組みに改めること、観光産業、第一次産業をはじめ沖縄の特性を生かした産業の発展、地場産業、地元企業を育成していくこと、公共工事も生活密着型公共工事の推進、地元企業への分離分割発注を貫くことが大事になっています。

第2に、復帰直後は、振興計画は、ダムや港湾、道路、公共施設の建設などに重点が置かれてきましたが、米軍占領によって大きく立ち遅れてきた、福祉・教育・医療にもっと力を入れることが大事になっています。第3に、米軍基地は沖縄経済発展の阻害要因です。米軍基地を撤去させてこそ沖縄は発展するということを握って離さないことです。基地関

連収入の県経済に占める割合は、復帰直後の15.5%から5.1%（2018年）とその比重は大幅に低下しています。那覇新都心地区や北谷町美浜地区などの基地跡地の飛躍的な発展は、かつての基地経済の恩恵をはるかに凌駕しており、今や基地の存在は、沖縄経済発展の最大の阻害要因となっています。普天間基地が返還されたら、直接経済効果は現在の120億円から3866億円へと32倍、雇用誘発数は1074人から3万4093人へと32倍になると県の試算で明らかになっています。

政府は、翁長雄志県政、玉城デニー県政が辺野古新基地建設に反対しているからと、沖縄振興一括交付金を削減するなど、辺野古新基地建設等の米軍基地問題と沖縄振興予算をリンクさせ、露骨な削減などの圧力をかけていますが到底許されるものではありません。そもそも沖縄振興について、1972年の復帰と同時に施行された沖縄振興開発特別措置法の趣旨説明の中で、政府は、「沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十余万のとうとい犠牲者を

出したばかりか、戦後引き続き26年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間、沖縄100万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至ってまいりました。

祖国復帰が現実のものとなつたいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきである」と述べています。基地を引き受ければ予算を増やす、基地に反対すれば予算を減らすなどという、圧力を跳ね返し、沖縄振興の原点に立ちかえり、政府の責任を明確にさせることが必要です。

県民が声を上げれば政治は動かすことができる

(1) 辺野古埋め立て変更不承認

戦後77年、復帰後50年間にわたって、米軍基地問題などで苦しめられ続けてきましたが、2014年翁長雄志県知事が誕生し、2018年に翁長雄志知事の遺志を受け継いだ玉城デニー知事が誕生しました。この

翁長・玉城デニー県政のもとで沖縄の政治は大きく動き出しました。

2013年12月、仲井真知事(当時)は、政府に屈服し辺野古埋め立てを承認しました。この承認が誤りであったとして、翁長雄志知事は、2018年7月に承認撤回を表明しました。翁長知事は撤回表明後の8月8日に急逝しましたが、翁長雄志知事の遺志にもとづいて、8月31日、沖縄県は埋め立て承認申請を撤回しました。2020年4月21日、沖縄防衛局は、辺野古大浦湾側の埋め立て設計変更承認申請を沖縄県に提出しましたが、玉城デニー知事は、大浦湾側の海底90m程度の軟弱地盤改良の調査などが不十分だとして2021年11月25日に辺野古埋め立て設計変更承認申請を不承認としました。

(2) 訪米行動の展開

沖縄の現状を米国政府や議会などに直接、正確に伝えること、米国の情報を正確に収集する目的で、翁長知事は2015年、米国ワシントンDCに沖縄事務所を設置しました。ワシントン事務所駐在は、米国政府や連邦議会及び調査機関(シンクタ

ンク)や有識者等との個別面談、シンポジウム等への参加など情報発信、情報収集を継続して実施してきました。2021年度は、1072名と面談等を行っています。

翁長雄志県知事が5回、玉城デニー知事が2回、直接の訪米行動を展開、日本共産党県議団も、5回にわたって訪米行動を行いました。

これらの活動もあり、2020年6月23日には、米国議会下院・2021年度国防権限法案即応力小委員会が、「軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会は、このプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する」と決議を採択。2020年11月には、

戦略国際研究所・CSISが、「この計画は、完成の時期が再び2030年に延期され、工費も高騰したことで困難に直面している。それが完成することはおそらくないかのように思われる」と指摘。2021年4月6日には、米国議会調査局・CRSが、「ほとんどの県民は、政治的、環境

的、生活の質等様々な理由により新たな米軍基地の建設に反対し、普天間代替施設の沖縄県外への移転を要求している。2019年2月に沖縄県は普天間の移設に関して拘束力のない県民投票を実施し、投票者の約72%が新基地建設に反対票を投じた。

海兵隊普天間飛行場の移転は、しばしば地元の政治家や活動家たちからの反対行動を受けており、また、建設の遅延という問題もある。沖縄県民は、移設計画反対の政策で立候補し、政治的、法的戦略を用いて基地の建設阻止や遅延をはかる知事を2014年後半と2018年に続けて選出した。新基地建設で沖合に滑走路を建設することが物理的に困難であることもさらなる課題となっている」との報告書を提出。2021年4月21日には、米政府監査院・GAOが、「これらの取り組みはしばしば著しい遅れに直面している。米国防総省及び日本政府の関係者によれば、この計画は地元の反対に直面しており、同時に環境分析からもの複雑な状況が起こっている」との指摘を行いました。アメリカの中でもこのような変化が起こっているのです。

(3) 地位協定の抜本的改定への取り組み

沖縄では米軍は連日のように、民間地域での激しい爆音を轟かせて低空飛行、夜間飛行などを繰り返して続けていますが、日本政府は一向にやめさせようとはしていません。米軍いいなりの従属的な日米地位協定があるからです。翁長眞政、玉城デニー県政のもと、沖縄県は米国と地位協定を結んでいる他国の調査に着手し、これまでに、日本と同じ敗戦国であるドイツ、イタリアをはじめ、イギリス、ベルギー、オーストラリア、フィリピンなどを調査してきました。その結果、日本以外の国は、原則その国の国内法を適用していること、訓練を行う場合などは、その国の同意を得ないといけない協定になっていること等を明らかにしました。

全国知事会は、2018年7月27日、日米地位協定を抜本的に見直すなどの「米軍基地に関する提言」を全会一致で採択し政府に提出しました。「米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安

全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある」

「日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である」と指摘し、「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」などを求めました。これは翁長県知事の粘り強い働き掛けによって実現したものです。翁長知事は、「日米地位協定が憲法の上にある、日米合同委員会が国会の上にある、日米安全保障体制が司法の上にある」と議会でその不条理を喝破しましたが、異常な対米従属を改めさせることが必要です。このように沖縄県民の粘り強いたたかいと翁長県知事、玉城デニー知事を先頭とした訪米行動などで米国の中でも、日本の中でも変化が出てきていることに、大いに確信を持つてほしいと思います。

(4) 暮らし、福祉、教育の前進

翁長雄志県政、玉城デニー県政の下で、くらし、福祉、教育の問題でも大きく前進してきました。

翁長県政の下で初の「沖縄県子ども貧困実態調査」が行われ、全国の約2倍の子どもの貧困率の実態を明らかにしてきました。翁長県政は30億円の「沖縄県子ども貧困対策推進基金」を創設し子どもの貧困解消に全力を挙げ、玉城デニー知事は、さらに60億円を新たに積み増しして対策を強化しています。

子どもの通院医療費が翁長県政時代に就学前まで拡大され、玉城デニー県政になって、2022年4月から一気に中学校卒業まで拡大され、同時に窓口無料化も実現しました。少人数学級も、小学校1年から3年生が30人学級、4年生から6年生が35人学級、中学校もすべて35人学級へと拡充されました。就学援助金も2011年の2万6891人(18・31%)から、2020年には3万5261人(24・1%)と8367人、受給者を大幅に増やしてきました。2022年4月には、那覇市に那

覇みらい特別支援学校が開校し、2028年度には中部地区のうるま市に新たな支援学校を建設するとしています。低所得者のバス・モノレール通学費への補助なども行っています。学童クラブの公的施設への整備支援、ひとり親学童クラブ補助で6年間でのべ9700名の負担を軽減、民間学童クラブへの家賃補助、母子健康包括支援センターの拡大、「沖縄県子どもの権利尊重条例」の制定、「沖縄県性の多様性宣言」とLGBTQ・にじいろ相談窓口の開設などを進めてきました。

玉城デニー県政誕生後、豚熱、首里城焼失、新型コロナウイルス、軽石被害など、大きな災害級の課題に直面してきましたが、玉城デニー知事は、県庁職員、県民と力を合わせて打開の先頭に立っています。観光客も2019年には1千万人を突破するなど沖縄経済も順調に伸びてきましたが、新型コロナウイルスで大きな打撃を受けています。「沖縄観光基金」の創設をはじめ、観光関連産業の支援など、打撃を受けた観光産業はじめ県経済の回復のために全力をあげています。

玉城デニー県政の2期目の勝利を

9月11日投票で県知事選挙が行われますが、沖縄を再び戦場にさせてはならない。政府いいなりの県政への逆戻りをゆるさず、県民が主人公の県政を守るかどうか大きな争点となっています。

ウクライナ戦争に乗じて自公政権のなかから、「核兵器共有」「敵基地攻撃能力の保有」「軍事費の2倍化」「憲法改悪」の大合唱が起こり、先島への自衛隊ミサイル基地建設も強行されています。

自民党などは、日本が攻撃されたらどうするかと盛んに国民をおおって軍事力の強化を唱えています。今一番危険なのは、安倍政権時に強行された戦争法・安保法制によって日本が攻撃されていないのに、アメリカが台湾有事に介入したら、日本がそれに引き込まれ、沖縄が米軍の出撃基地になり、自衛隊も参加をし、その結果沖縄が標的になってしまうということ。現に、2021年11月27日の米議会の諮問機関「米中経済安全保障調査委員会」の報告書

で、「台湾有事」で米軍が軍事介入の動きを見せた場合、米空母とグアム、沖縄の米軍基地が中国による核兵器の先制攻撃の標的になる可能性があると記載されています。その上で、同盟国などに「米国の距離ミサイルや他の米軍部隊の駐留」を求めているのです。軍事対軍事の対決では解決しません。今大事なのは、憲法を生かした外交を徹底し、戦争の心配のない東アジアをつくることです。沖縄を再び戦場にさせてはなりません。戦争の捨て石にさせてはなりません。

6月11日、玉城デニー知事は、2期目への出馬記者会見の中で、米軍普天間基地の一日も早い危険性除去、閉鎖返還を強く求めていくとともに、辺野古新基地建設は「断固として認められない」と表明。「命どう宝、命こそ一番大事なものの。平和こそくらしの原点」と強調し、日米地位協定の改定、米軍機騒音、環境汚染などの基地問題の解決に取り組むとし、「平和を維持するのは決して抑止力に頼ることだけではない。最も大切なことは対話による信頼の構築だ」とし、また、コロナ禍から命とくら

しを守る施策を重点的に進めていくとし、県経済の振興や発展、子どもへの貧困問題などに取り組む決意を述べ、「誰もが輝き、誰もが尊重され、誰もが希望の内に喜びを見つけることが当たり前を実現する島、幸福が真に実感できる沖縄をめざす。ぶれず、ひたむきに県民のくらしと笑顔と県政発展のために全身全霊で取り組んで行くことを誓う」と決意を表明しました。

翁長雄志知事から玉城デニー知事へ受け継がれた県民が主人公の県政を守り発展させるために全力を挙げようではありませんか。

新全体主義と平和・人権 ・地方自治

③あらためて軍事費大增額を検討する

池上洋通 (いけがみひろみち)
(おきなわ住民自治研究所理事)

はじめに

参院選を前にして「大軍拡」の声が広がっています。そこで、前回に続き、「軍事費」の課題を取り上げます。

その方法は、あらためて、基本的な資料を掲げて、主権者国民としての読者のみなさんに、検討する際の判断材料を提供することです。

9条改憲論議を前にして

そこで当然のこととして、まず憲法第9条を掲げました。

参院選後に「改憲論議」が一挙に広がることは必至のことと見て良いで

の論議であることも常識です。

ただし今回は、9条の条文を読み込むことはせずに、軍事費を検討する際の当然の前提としてのみとらえておくことにします。

「財政制度の原則」の確認

次に、軍事費検討の前提的な知識としての「財政運営の原則」です。

この連載講座では、先に、憲法第七章における「財政」の諸規定を学習した際に、財政の現実的運営について記しました。その時の最も基本となつた法の条項を、今回あらためて「参考」として掲げることにしました。

軍事費を検討するさいの出発は
もちろん憲法第9条です。

◆日本国憲法第9条

【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

参考 財政法<財政運営の原則>

第4条【赤字公債禁止と公債法定主義】

① 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

③ 第1項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

憲法の規定を政策的に具体化する
ためにつくられる法規定のうちで、
特に憲法に規定する原則を制度的原
則として展開する基本的な法律を、
「憲法の付属法」とがりますが、
「財政法」はその一つです。
なかで、この第4条は最重要な規
定の一つとされているもので、次の
ことを定めています。
◆各年度の国の支出は、その年度に
おける税金などの収入を財源にし
なければならない。
◆ただし、(道路、建物…)の敷設や
建造などのように、国民の生活に
不可欠な公共的施設の建設に当た
っては、一定期間の借入金(建設公
債)でまかなう計画を立てること
ができる。
◆建設公債の範囲(公共施設の種類、
借入額、返済期間…)は、毎会計年
度の国会の議決を必要とする。
財政法定主義と赤字公債の禁止
財政運営(歳出入の額や運用の範
囲など)の審議・決定を、立法府であ
る国会に委ねることを「財政法定主

軍事コラム

◎商品としての武器の特質

◇再生産の性能はゼロ

一切の再生産性を持たない。破壊と殺傷のみが武器の持つ性能である。

◇いつも世界一をめざす

絶えず性能を高め「世界最高」をめざし、理化学・工学的に高水準を求め。→研究・製造過程が秘匿され、学問、情報への侵害が起こる。

◇継続的な生産が必要、だけれども

戦時に備えて、武器生産は継続的でないといけない。しかし、戦争が無ければ、膨大な在庫武器が蓄積される。→在庫一掃のための戦争が、定期的に必要になる。

◇買い手は国家だから

買い手が「国家」であり、購入財源は国民の税・負担である。

義の原則」と言いますが、財政法第4条は「建設公債」について、その原則をきちんと定めているのです。そしてもう一つ、第4条は「赤字公債の禁止」を定めています。「赤字公債」とは、公的機関による「建設的な性格を持たない事業のための借入金」と言うべきものであり、日本近代におけるその典型がいわゆる「戦時公債」でした。

「軍拡財政」を計画できない国家を繰り返さないための規定だったのです。しかし、資料1で見ると、現在すでに世界一と言わなければならない「赤字公債」を抱え込んでいます。財政法の観点からすると、いまの日本は「軍事拡大のための財政的條件や展望を全く持てない国家」です。しかし米国政府も日本の政府・軍事企業も「軍拡」を強く求めています。てるために膨大な額の「戦時公債」を実行したことを紹介しました。

資料1 先進各国の国債残高と対GDP【国内総生産】比の比較

(%)

国別	2005	2010	2015	2020
日本	176.5	207.9	231.6	237.6
下段 GDP の名目額	534 兆円	504	540	535
イタリア	101.9	112.5	131.4	133.7
米国	65.4	95.4	104.7	108.0
フランス	67.4	85.3	98.0	99.2
カナダ	70.5	79.4	90.1	85.0
英国	39.8	75.2	87.9	84.5
ドイツ	67.4	82.3	72.0	55.7

IMF【国際通貨基金】2019 報告書 2020 年は推計値

＜資料の読み方＞

◆各国の数字は、[各年度の国債残高÷当年のGDP国内総生産額]の式で計算したものである。

日本の資料でいうと、2020年GDP535兆円に対して、約2.37倍の赤字公債を抱えていることになる。

◆日本以外の国については、GDPの額の明示はないが、同様の方法で計算した数字を掲載した。

◆この資料から、先進各国において、日本の国債残高がいかに深刻なものであるかが理解できる。

日米軍事同盟という名の
従属的軍拡体制の下で

そこで資料2に進みます。

この資料は、米軍占領下の一九五〇年、朝鮮戦争開始を契機として警察予備隊を発足させてから以降の軍事費の動向を、二〇二〇年まで五年間隔で追ったものです。

一九五五～二〇二〇―三九倍余

まず一九五五年から二〇二〇年までの六五年間の軍事費動向を見ると、実に三九倍余に拡大したことが分かります。この間、一九六〇年には「安保改定」があり、一九七二年に「沖縄復帰」が実現したのですが、米軍への従属的体制が転換したわけではなく、「思いやり予算」など経済的負担はむしろ拡大しました、

一九七五～二〇二〇年―四倍化

そして一九七五～二〇二〇年の四五年間には、日本の軍事費が四倍化しました。平和憲法の下で、何のためにかこうした軍事拡大が必要だったのでしょうか？

資料2 防衛関係費の推移（当初予算）

年 度	防衛関係費		軍拡指数 ※2		備 考
	金 額	対総生産 GNP・GDP	55年 基準	75年 基準	
	億円	% ※1			
1950・昭25	1310	—	—	—	1950—警察予備隊創設
1955・昭30	1349	1.785	100.0	—	1951—日米安保条約調印 [旧安保条約]
1960・昭35	1569	1.231	116.3	—	1954—防衛庁・自衛隊創設
1965・昭40	3014	1.070	223.4	—	1958—防衛力整備計画 [第一次防]
1970・昭45	5695	0.786	422.2	—	1960—安保条約改定
1975・昭50	1兆3273	0.837	983.9	100.0	1962—第二次防 1967—第三次防
1980・昭55	2兆2302	0.900	1653.2	168.0	1972—沖縄本土復帰、第四次防
1985・昭60	3兆1371	0.997	2325.5	236.4	1975—防衛費1%枠設定
1990・平2	4兆1593	0.997	3083.2	313.4	1976—76防衛計画大綱
1995・平7	4兆7236	0.959	3501.6	355.9	1987—防衛費1%枠廃止
2000・平12	4兆9358	0.989	3658.9	371.9	1995—沖縄・米兵少女暴行事件
2005・平17	4兆8564	0.949	3600.0	365.9	2005—05防衛計画大綱
2010・平22	4兆7903	1.008	3491.0	360.9	「在日米軍再編計画」共同文書
2015・平27	4兆9801	0.986	3691.7	375.2	2011—11防衛計画大綱
2020・令2	5兆3133	0.932	3938.7	400.3	2015—「安保法制」の強行採決

出典：参議院常任委員会調査室『立法と調査』2017年12月

「戦後における防衛関係費の推移」沓脱和人（外交防衛委員会調査室）

※1 防衛関係費欄の「対総生産%」の基数は、1950～1995がGNP（国民総生産）を用い、2000年度以降はGDP（国内総生産）を用いている。

※2 軍拡指数欄は、1960年と1975年の防衛費額を基準に、各年度の防衛関係費について、池上が概算したものである。

資料3 世界各国の軍事費<2020実績> 世界銀行資料(金額・百万米ドル) 対世界%は引用者

順位	国名	軍事費 金額	対世 界%	順位	国名	軍事費 金額	対世 界%
1	米 国	7782億 32	40.3	26	コロンビア	92億 16	0.5
2	中 国	2523億 04	13.1	27	タ イ	73億 40	0.4
3	インド	728億 87	3.8	28	ノルウェー	71億 13	0.4
4	ロシア	617億 13	3.2	29	イラク	70億 16	0.4
5	イギリス	592億 38	3.1	30	クウェート	69億 41	0.4
6	サウジアラビア	575億 19	3.0	31	オマーン	67億 30	0.3
7	ドイツ	527億 65	2.7	32	スウェーデン	64億 54	0.3
8	フランス	527億 47	2.7	33	メキシコ	61億 16	0.3
9	日 本	491億 49	2.5	34	ウクライナ	59億 24	0.3
10	韓 国	457億 35	2.4	35	ルーマニア	57億 27	0.3
11	イタリア	289億 21	1.5	36	スイス	57億 02	0.3
12	オーストラリア	275億 36	1.4	37	ベトナム	55億 00	0.3
13	カナダ	227億 55	1.2	38	ベルギー	54億 61	0.3
14	イスラエル	217億 04	1.1	39	ギリシャ	53億 01	0.3
15	ブラジル	197億 36	1.0	40	デンマーク	49億 53	0.3
16	トルコ	177億 25	0.9	41	モロッコ	48億 31	0.3
17	スペイン	174億 32	0.9	42	ポルトガル	46億 39	0.2
18	イラン	158億 25	0.8	43	チ リ	46億 01	0.2
19	ポーランド	130億 27	0.7	44	バングラデシュ	45億 58	0.2
20	オランダ	125億 78	0.7	45	エジプト	45億 05	0.2
21	台 湾	121億 55	0.6	46	フィンランド	40億 88	0.2
22	シンガポール	108億 56	0.6	47	マレーシア	38億 08	0.2
23	パキスタン	103億 76	0.5	48	フィリピン	37億 33	0.2
24	アルジェリア	97億 08	0.5	49	オーストリア	36億 02	0.2
25	インドネシア	93億 96	0.5	50	チェコ	32億 52	0.2
世界計 [155カ国] 1兆 9288億 52百万米ドル							100.0

<参考資料>50位までのランク段階別軍事費小計 [百万米ドル] %は引用者の概算

世界計 [155カ国]	1兆 9288億 52	100.0 %
1~10位小計	1兆 4822億 89	76.8
1~20位小計	1兆 6795億 28	87.1
1~30位小計	1兆 7696億 45	91.7
1~50位小計	1兆 8691億 30	96.9

資料4 世界の軍事企業兵器等売上高ランキング・上位25社<2019実績>

(ストックホルム国際平和研究所・SIPRI/2020)

順位	企業名	国籍	兵器等売上高 (億ドル)
1	ロッキード・マーティン	米 国	532.3
2	ボーイング	米 国	335.8
3	ノースロップ・グラマン	米 国	292.2
4	レイセイオン	米 国	253.2
5	ゼネラル・ダイナミクス	米 国	245.0
6	中国航空工業集団 (AVIC)	中 国	224.7
7	BAE システムズ	イギリス	222.4
8	中国電子科技集団公司 (CETC)	中 国	150.9
9	中国北工業集団公司 (NORINCO)	中 国	145.4
10	L3 ハリス・テクノロジーズ	米 国	139.2
11	ユナイテッド・テクノロジーズ	米 国	131.0
12	レオナルド	イタリア	111.1
13	エアバス	E U	110.5
14	タレス	フランス	94.7
15	アルマズ・アンティ	ロシア	94.2
16	ハンティントン・インガルス・インダストリーズ	米 国	77.4
17	ダッソー・アヴィエイション・グループ	フランス	57.6
18	ハネウエル・インターナショナル	米 国	53.3
18	レイドス	米 国	53.3
20	ブーズ・アレン・ハミルトン	米 国	51.4
21	ジェネラル・エレクトリック	米 国	47.6
22	エッジ	UAE※	47.5
23	ロールス・ロイス	イギリス	47.1
24	中国南方工業集団公司 (CSGC)	中 国	46.1
25	ユナイテッド・シップビルディング	ロシア	45.0

国別企業数→米国12社、中国4社、イギリス2社、フランス2社、ロシア2社、その他3社

※UAE [アラブ首長国連邦] のエッジが初めて25社ランク入りした。

◆上記25社の総売上高は、世界全体の兵器等売上高の61%を占めるもと報告されている。

この上位25社のランキングに入る企業が、世界的に見た軍事産業の「一流」として理解されることが多い。

◆日本の企業では、三菱重工業などが過去にランク入りした経験がある。

すでに「軍事大国日本」

資料4は、世界一五五カ国の軍事費資料から上位五〇カ国を抜き出したものです。日本は堂々の第九位。軍拡論者のなかに軍事費の倍化を叫ぶ者がいますが、例えば日本の二倍以上の人口のインドネシアの軍事費は、日本の五分の一以下です。

じつは兵器産業の市場拡大路線

私は、現在の軍拡路線は、兵器・軍事産業の市場拡大計画の一部であると考えています。資料4で見るとおり、世界の軍事産業のトップ二五社のうち米国が一二社、しかもダントツの売上高です。これをさらに持続するには無条件でアメリカ製の武器を買う日本の軍拡が重要なのです。

国内の軍事大企業にも力を

そして国内の兵器産業です。資料5は、二〇二〇年度に防衛省が発注した兵器・装備関係の調達実績ですが、契約総額の六割強を二〇社が獲得しています。ここにも冷静な視点が必要です。

(つづく)

資料5 防衛費による中央調達の実績 [上位20社] <2020年度>

順位	契約相手方企業	契約金額(億円)	調達品の例
1	三菱重工業	3102	護衛艦(3千t)、哨戒ヘリ、ほか
2	川崎重工業	2150	潜水艦、哨戒機、輸送ヘリ、ほか
3	富士通	847	宇宙状況監視システム借り上げ、ほか
4	三菱電機	797	中距離地对空誘導弾(改善型)、ほか
5	日本電気	674	音響処理装置、ほか
6	東芝インフラシステムズ	504	基地防空用地対空誘導弾、ほか
7	GEアピエーション...	440	戦闘機推進システム
8	IHI	354	戦闘機搭載エンジン、ほか
9	日立製作所	227	対機雷戦用ソーナーシステム、ほか
10	小松製作所	218	JM1榴弾・信管無し、ほか
11	伊藤忠アピエーション	185	高性能機関砲性能向上器材、ほか
12	ダイキン工業	161	00式120mm戦車砲用演習弾、ほか
13	沖電気	157	ソーナー装置(ZQQ-8B)、ほか
14	日本製鋼所	149	62口径5インチ砲、ほか
15	GS・ユアサテクノロジー	136	潜水艦用主蓄電池、ほか
16	中川物産	111	軽油2号(艦船用)、ほか
17	日立国際電気	110	無線装置及び送信機
18	ジャパンマリンユナイテッド	101	掃海艦(207)
19	いすゞ自動車	97	トラック、燃料タンク車
20	伊藤忠エネクス	90	軽油2号(艦船用)、重油I種1号

小計※ 1兆0610(61.97%)

防衛省、防衛装備庁 2020年度における中央調達の実績は、5846件、1兆7121億円。

※小計 上記20社の契約金額の合算額。各金額は端数を切り捨てあるので、小計は概算。

沖縄の歴史—「自治」を軸に考える

第22回

占領下の日本と「民主化」

来間泰男 (沖縄国際大学名誉教授)

日本と沖縄の支配の構図 戦争が
終わって、日本(本土)と沖縄は、
アメリカ軍の占領支配下に置かれる
ことになった。しかし、同じ占領で
も、日本と沖縄は、異なる体制の下
に置かれることになる。また、日本
は「間接統治」で、日本政府を残り
させて、いろいろな政策はこの政府
を通じて、この政府に命令あるいは
示唆することによって、実行された。
これに対して、沖縄は「直接統治」

で、戦災によって既存の行政機関は
なくなっていたし、のちにそれを作
らせても、直接的に権力を行使した。
しかも、沖縄統治は期間が長かった。
日本は七年、沖縄は二十七年である。

日本を統治したのが連合国の最高
司令部(GHQ)である。そのトッ
プの最高司令官(SCAP)である
マッカーサー元帥は、同時にアメリ
カ太平洋陸軍(のち極東軍)の司令
官を兼任していた。連合国の最高司
令部には「極東委員会」がワシント
ンに置かれ、アメリカ、イギリス、
中華民国、ソ連など、一一か国(の
ち一三か国)で構成されていたし、
その「対日理事会」が東京に置かれ
ていたが、ほとんど機能せず(マッ
カーサーが機能させず)、アメリカ
は実質的には単独占領支配をおこなっ
た。

一方沖縄は、この「極東委員会」
の系統とは異なっていた。「アメリ
カ大統領(極東委員会ではないこと
に注意)→統合参謀本部→極東軍司
令官→琉球列島軍政府→沖縄民政府
というラインで命令が下達された」
(竹前栄治『GHQ』一九八三年)。
なお、沖縄における米軍政府の名、
最高責任者の名は何度も変わった。
福永文夫『日本占領史 1945-1

1952 東京・ワシントン・沖縄」
(二〇一四年)は、「沖縄の占領は
本土とは異なる、(交戦中の占領)、
すなわちポツダム宣言ではなく、戦
時国際法(ハーグ陸戦法規)(同条
約付属書第三款)に基づいて始まる」
と述べている。

アメリカ議会(下院)のプライス
を代表とする沖縄土地問題の調査報
告書である「プライス勸告」(一九
五六年六月)も「米軍政府と民政
府」の項で、次のように述べていた。
「米国の琉球列島統治権は、当初は
陸戦法規に基いていたが、一九五二
年四月二十八日以降は、日本の平和条
約「サンフランシスコ講和条約」が
批准されたので、同地域「沖縄」に
おける米国の権限は、同条約第三条
によって設定された」。

この陸戦法規は、戦後初期の沖縄
では「ヘーグ陸戦法規」と呼ばれて
いたが、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル
条約」のことである。一八九九年に、
オランダのハーグで開かれた第一回
万国平和会議で採択され、一九〇七
年の第二回会議で改訂され、今日に
至っている。

なお、アメリカ軍は初めのうちは
沖縄で使用した民間の土地に対して、
軍用地料を支払う義務はないとして

いたが、その根拠として持ち出して
いたのが「ヘーグ陸戦法規」だった。

マッカーサー 日本本土の占領体
制を大観しておこう。敗戦の日に鈴木
貫太郎内閣(四五年四月成立)が
総辞職し、昭和天皇の要請を受けて、
内閣は東久邇宮稔彦(皇族・陸軍大
将)に引き継がれた。一方アメリカ
においては、勝利の日、八月一日
に、トルーマン大統領が、マッカー
サーを連合国最高司令官に任命した。
彼はその時フィリピンのマニラにい
たが、愛機バターン号に乗り、沖縄
の伊江島飛行場を経由して、八月三
〇日午後二時過ぎ、厚木飛行場(神
奈川県)に着いた。そして九月二日
に、東京湾にいたアメリカの戦艦ミ
ズーリ号の艦上で「降伏文書調印式」
に臨んだ。日本側を代表したのは、
政府代表の重光葵、外相と、大本営代
表の梅津美治郎参謀総長であった。
九月四日、戦後初の「帝国議会」が
開催され、東久邇宮首相が施政方針
演説を行った。

初め横浜にいたマッカーサーは、
九月八日に東京に移った。その前後
から、アメリカ軍は日本各地に「進
駐」していった(当時の日本では、
アメリカ軍のことを「進駐軍」といっ
ていた。私の小学校時代の熊本でも

そうだった)。それは四六都道府県
のすべてに及び、一万人を超える所
は、北海道、青森、埼玉、東京、神
奈川、愛知、岐阜、大阪、兵庫、広
島、愛媛、福岡、長崎である。その
数は、年末までに約四三万人となっ
ていた(現在の沖繩在のアメリカ兵
は二万五千人ほど)。その際、旧日
本軍の基地のほとんどを引き継ぐと
ともに、会社やホテルなどのビルの
多くを「有無をいわさず」調達・接
収した(GHQは皇居前の第一生命
ビルに置かれた)。「占領」とは、
そういうものなのである。

反抗や混乱はなかった 日本の降
伏はぎりぎりまで期待できる状況で
はなかったため、アメリカは本土上
陸作戦も構想していた。それはポツ
ダム宣言受諾の発表で必要がなくなっ
た。それで、アメリカ軍の進駐は、
抵抗を受けることなく進められたの
である。それでも、日本軍/日本人
の中に、徹底抗戦派がいて、ゲリラ
的に反撃することがないか、気を配っ
ていた。それが杞憂(取り越し苦労)
に終わったことは、アメリカ軍にとっ
ては幸いであつた。

この点については、佐々木隆爾
『占領・復興期の日米関係』(二〇
〇八年)が、次のように述べている。
「降伏文書の調印がなされた一九四

五(昭和二十)年九月二日の午後、
連合国軍最高司令官の指示を受け、
天皇は(敵対行為を直ちに止め……
帝国政府及大本營の発する一般命令
を誠実に履行)せよと命じた詔書を
発し、これを承けて、東久邇宮稔彦内
閣は日本陸海軍に対して一般命令第
一号を発表した。これにより停戦・
降伏・武装解除が実施に移され、ポ
ツダム宣言の柱の一つがきわめて効
率的に具体化された。また、戦時中
に機能していた統治機構(大政翼賛
会から町内会・部落会・隣組にいた
る)が維持され、世界各地の敗戦国
が経験したような社会秩序の混乱や
革命運動が起こるのをおさえる役割
を果たした」。また、福永文夫『日
本占領史』(前出)も「外地軍説得
のため、樺香宮、篠田宮、隣院宮の
三皇族もまた、それぞれ中国、朝鮮、
南方に向けてあわただしく散った」
ことを指摘している。つまり、天皇
の存在が、皮肉にも、平穏な占領を
可能にしたのである。

ソ連の占領参加問題 なお、日本
の占領支配体制にソ連を加えるかが
問題になった。それは、日本占領に
ついて、アメリカの負担を軽減する
ために要請された面があつた。しか
し、マッカーサー元帥は自らの最高
司令官としての地位が脅かされるよ

うな事態は認めないという態度をとつ
た。ソ連は当初は「対日占領参加」
に積極的であつたが、結局は参加を
取りやめた。また、ソ連軍による
「釧路から留萌を結ぶ線」以北の北
海道北半部の占領という、スターリ
ン首相の要求は、トルーマン大統領
によつて拒否された。

アメリカの対日占領政策 アメリ
カの対日占領政策を検討するアメリ
カ政府の機関は「国務省・陸軍省・
海軍省三省調整委員会」といい、S
WNCと略称され、そこで決定さ
れた政策はナンバーを添えて命名さ
れた。SWNC一五〇は、「初期
の対日方針」(降伏後における米國
の初期の対日方針)であるが、改正
されるたびに一五〇/二、一五〇/
三とされ、最終的に一五〇/四とし
て、九月二二日に公表された。そこ
では、日本占領の目的は「日本が再
び米國または世界の平和と安全の脅
威とならないためのできるだけ大き
い保証を与え、又、日本が終局的に
は国際社会に責任あり且つ平和的
な一員として参加することを日本に
許すような諸条件を育成する」こと
とされている。

しかし、本国の示す方針はその基
本を示すだけで、実際にはマッカー
サー率いるGHQが具体化していっ
たのである。

アメリカは何をしたか アメリカ
が、より具体的にはGHQが、占領
中に日本に対してなした諸政策につ
いて、竹前榮治(前出)は次のよう
に述べている。

「日本が(大東亜共栄圏)とか
(八紘一宇)の美名の下に、アジア
諸國を侵略したために、連合國との
戦いになり、日本は敗北した。この
歴史的事実にかんがみ、連合國は、
日本がふたたびこのような過ちを犯
さないために、日本を占領して、日
本が平和愛好國となり、国連憲章を
尊重する國となるまで徹底的な非軍
事化と民主化を行なう」。「八紘」
は全世界、「一宇」は一つ屋根
(「宇」は屋根)の下、のこと。そ
の盟主に日本がなろうということ
である。

具体的には次のとおり。第一に
「非軍事化」である。「戦犯の処罰、
軍隊の武装解除、軍需工業の破壊な
ど」がそれに該当する。第二に「政
治改革」である。それには、「特高
[特別高等警察]解体、弾圧立法の
廃止、公職追放、民主的諸組織の助
長」があり、さらには「憲法改正を
頂点とする天皇制の改革(主権在民)、
国会・内閣の権限の強化、警察・教
育・行政の地方分権化、人権保障の

たのである。

強化など」にも取り組んだ。第三に、「経済民主化」、すなわち「財閥解体、農地改革、労働改革、経済パージなど」である。これにより「日本資本主義の構造的再編成を行ない、家父長主義」[家族に対する家父・家長の支配権を絶対とするやり方]を排除し、生産性の向上に大きな役割を果たした。第四に、「日本人の思想改造」すなわち、「軍国主義的・超国家主義的・封建主義的イデオロギーから、民主主義的なモノの考え方へと切り換えるよう指導した」、それは「政教分離、教育改革、マスコミ改革を通じて」行われた。

竹前はいう。「民主主義は上から押しつけても成功するものではない。にもかかわらず、戦時中の暗い過去を知る若い青年層や一般の国民には、民主主義は新鮮なものとして歓迎された。これに反して、旧権力を担った指導者たちや軍国主義・超国家主義の宣伝に手を貸した知識層は、精神的葛藤と苦渋に満ちた抵抗と思想の転換を余儀なくされた」。

アメリカの占領支配は、軍事力を背景に、強権的に行なわれた。しかし、「成功した」のである。人びとの多くは、戦時日本から解放されたこと、「与えられた」ものであったが民主主義を歓迎したのである。もつ

とも、なかなかそのようにはいかな人びと、戦時日本を引き回してきた人びともあった。かれらのなかにも「思想の転換」をとげていった人びともあったが、二一世紀の現在でもそれを果せず、「復古」をめざしている人びとが少なくない。

「このようにGHQは、日本の民主化のために制度的改革にとどまらず、その物的基礎、精神的風土にまで切り込んで改革のメスを入れた。これはまさに、へ占領管理」という国際政治におけるユニークな実験ともいえた」。

竹前のこの議論には続きがある。それは留保しておいて末尾で紹介する。

その前に、主要な政策のうちいくつかについて、少し振り返っておこう。

人権指令 日本における連合軍の支配は「間接統治」を原則としていたが、時に逸脱することもあった。四五年一〇月四日の「人権指令」(民権自由に関する指令)もその一つである。これは、思想・信教・言論などに関する差別・制限の全廃を指示したものであった。具体的には、治安維持法などの弾圧法規の廃止、天皇制・戦争への批判や社会主義・民主主義への信奉を理由に投獄され

ていた政治犯の釈放、労働運動や社会主義運動を弾圧した特高の廃止、約四千人の警察関係者の罷免などである。東久邇宮内閣は、この指令にショックを受けて、翌五日に総辞職した。

五大改革指令 代わって成立した(九日)のは、幣原喜重郎(一九二四)三一年に外相を務めた)内閣である。マッカーサー元帥は、二日後の一一日、幣原首相に対して「民主化に関する五大改革指令」を出した。議会の民主化、その前提として婦人参政権の付与、労働者の権利の承認、自由主義的な学校教育、経済制度の民主化、などを求められたのである。また、憲法改正の検討も要請された。

戦争犯罪人の処置と公職追放 四五年九月一一日、占領軍は東条英機ら四三人を戦犯(戦争犯罪人)容疑者として逮捕命令を出した。その後、その数は増えていって、最終的には一〇〇人を超えた。東条はピストル自殺に失敗し、近衛文麿元首相と、東条内閣の閣僚だった二人、合わせて三人は自殺した。

これを裁いた「極東国際軍事裁判」は、うち二八人を「A級戦争犯罪容疑者」として「被告」とした。裁判は、翌年五月三日開廷から、検察官の冒頭陳述と「立証」、弁護側の

「反証」、六週間の夏期休暇を挟んで再開され、「被告の個人弁護」、検察側の「反駁立証」、「弁護側再反証」、「検察側最終論告」、「弁護側最終弁論」があり、審理は終了した。「東京裁判の判決公判は、一九四八年一月四日に開かれ、判決文は一週間かけて朗読されて、一月一二日、刑の宣告が行われた」。

「判決文の翻訳作業」を経て、判決が出た。絞首刑は東条ら七人、終身禁固一六人、禁固二〇年一人、禁固七年一人であった。

以上、赤沢史郎『東京裁判』(一九八九年)による。なお、「禁固」とは、「刑務所に拘置するだけで、所定の作業には服させない刑」のこと(広辞苑)。

一方、公職からの追放措置もとられた。四六年一月四日の「公職追放令」である。これは日本政府が、前年一二月一七日に衆議院選挙法を改正し、それによって解散・総選挙を實行しようとしていたことに対し、GHQはこれを延期させて、そのうえでこの追放令を出したのである。

選挙法改正そのものは、婦人参政権の付与、選挙権・被選挙権の年齢の引き下げ(二〇歳と二五歳へ)などを含んだものであったが、GHQは、このままでは「旧勢力」の多くが再

選されると懸念したのである。

公職追放の対象者の範囲は、戦争犯罪人、職業軍人、極端なる国家主義団体・暴力主義団体、または秘密愛国団体の有力分子、大政翼賛会・翼賛政治会および大日本政治会の活動における有力分子、日本の膨張に關係する金融機関ならびに開発機關の役員、占領地の行政長官、その他の軍国主義者および極端な国家主義者である。これを「第一次公職追放」という。四六年一月の「第二次」では、範囲を地方政界、一般経済界、マスコミにまで拡大した。つこう二〇万人を超える人びとがパージされたのである。

私の父は、大政翼賛会の地方幹部であったから、このパージを受けた（と聞いている）。

憲法改正案の作成 大日本帝国憲法の改正、（新）日本国憲法の制定は、すべての改革の基礎に位置するものとして、最も重要なことはいうまでもない。竹前栄治の別の著作『占領と戦後改革』（一九八八年）から、その意義を整理してみよう。

まず改正の経過である。「最初、マツカ―元帥から内大臣御用掛近衛文麿公卿に示唆があり、近衛によって憲法改正準備がすすめられた。追って幣原内閣のもとで、松本丞治國務相を長とする憲法問題調査委員会が

設けられ、改正作業にとりかかった。

しかし、アメリカ国内やGHQ内には戦前における近衛の役割に疑問をもつものもあり、近衛はまもなく戦犯に指名され、自殺したので、憲法改正の近衛の線は消えた。／松本委員会で作成された憲法改正案は、国体護持をふくむ、あまりにも保守的な性格のものであったため、GHQはみずから草案を作成することを決意し、一九四六年二月初旬から一週間、昼夜をわかず作業をすすめ、二月一二日、ついに成案をえた。この案は翌一三日、日本側にしめされた。／GHQ草案は日本の民間憲法研究会案「鈴木安蔵ら」などを参考にしつつ、アメリカやヨーロッパ諸国の憲法原理「一九二八年にパリで調印された「戦争放棄に関する条約」など」を盛りこんだ画期的なものであった。形式としては明治憲法の改正という手続きをとって、日本側が成文化した。「内は、前掲佐々木隆爾により、私を加えた。

新憲法の主要点 竹前によって「おもな改正点」をあげる。「第一は、主権在民になったこと」。明治憲法によって天皇に与えられていた諸権利がすべて否定され、天皇の政治への関与は否定された。「第二は、国際紛争を解決する手段としての戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認

の条項を盛りこんだ憲法第九条を設けたことである」。第三は、基本的人権の保障を強化したことである。それには「思想・信教・集会・学問などの自由権、男女平等権、生存権、教育権、労働基本権」などが含まれている。うち生存権は第二五条の「すべて国民は人たるに値する生活を営む権利をもつ」という規定で、「二〇世紀憲法の基本的思想に裏打ちされていた」。第四は、戦前の中央集権的政治体制をあらためて、地方分権的政治体制にするために「地方自治」という章（第八章）を憲法に盛りこんだことである。

アメリカの占領統治の評価 このようにみてきたとき、アメリカ軍の日本占領統治はどのように評価されるべきなのだろうか。

日本は戦争に敗れたとはいえ、国会議員の大半は「旧勢力」が占めていて、敗れたその戦争を反省し、新しい時代（民主主義の社会）を建設していくという力は、まだまだ少数派だった。外国の権力によって「民主主義を強制される」ということは、尋常ではないが、そのような事態になったことは、状況からしてやむを得ないものと受け止めるべきではなからうか。

アメリカは、日本の軍隊を解体し、ないものとし、二度と戦争の当事者

になることのないように、軍隊の復活、再軍備を否定した。軍需工場を廃棄し、「平和産業」に転換させた。

憲法九条を「押し付けた」。天皇制を廃止し、天皇が主権者であること否定した。また、「華族」という名の特権階級を廃止し、国民が等しく対等であることを基礎づけた。

アメリカは、日本社会の非民主主義的あり方を批判し、その改造に着手した。県・市町村などを、国の出先機関の状態から、独立性のある「地方自治体」に上昇させた。家長制という家族のあり方をやめさせた。女性の参政権を認めるように導き、その地位向上を図った。教育を軍事に従属させるあり方をやめさせた。金持しか高等教育を受けられない状況を打破し、教育の民主化を進めた。

「逆コース」 竹前の議論の続きを紹介しよう。「ところで、これまでのべてきたような非軍事化・民主化の戦後改革は、一九四八年で終わりを告げた。それは、国内的には中道政権にかわって吉田「茂」保守党が政権をにぎり、財界や官僚も立ちなおりをみせたこと、国際的には米ソ冷戦の進行によって占領政策が転換したこと（いわゆる「逆コース」）による」。―その様相は、回を改めて論ずることにしよう。

辺野古通信

沖縄県民間教育研究所

長堂登志子

沖縄で見える過剰警備の真実

慰霊の日、平和祈念公園に早朝8時過ぎに着いた。警備の誘導に従って車を走らせると駐車場どころか、来た道に戻されてしまった。仕方なく家路についたが、どうなっているのか訳がわからない。仕方がないので式典が終わった頃にもう一度公園に行くと、ズラッと警察の蒲鉾車が駐車場を埋め尽くしていた。沢山の若い警察官が式場の警備の後片付けをしていた。福岡、北九州、下関、香川などの県外からも動員されていた。6月20日から23日まで辺野古の工事が止まったが、沖縄県警を総動員しても警備が足りないほどの事態が起きるのか。国の首相が来るとこ

こまで過剰警備がなされなければならないのか。式典は二重の警備で緩衝地帯を置き、一般参加者を遠ざけたと後から聞いたが、沖縄県民が外に追いやられるのは本末転倒ではないのか。沖縄県民を「首相を狙う暴徒」と位置づけての過剰警備なのか。岸田首相は挨拶で「戦後、我が国は、一貫して、平和国家としてその歩みを進め、世界の平和と繁栄のため力を尽くす」と言い「戦争の惨禍を二度と繰り返さない。この決然たる誓いを貫き」と言い「基地負担の軽減に全力で取り組む」と言った。果たして今の沖縄の実態はこの言葉にあるような事態に進んでいるのか。真逆の実態に大嘘をついているという自覚もないのだろうか。

カヌー隊の千葉さんは、海保（海上保安庁）の2艘の強力なゴムボートに直撃されてムチウチ症になり、首も回らなくなった。過剰な警備のあり方に裁判闘争を行っている。「県民の民意」を無視した工事の強行に抗議している県民に対して国は国家権力を駆使して排除してくる。まさに過剰警備は辺野古に行くとも

の前で当たり前に行われている。県民の抗議の声を国家権力を使って力で黙らせることが平和国家のあり方なのか。

カヌー隊は本部（もとぶ）の山を削って、赤土をドカドカと辺野古の海に落としていた映像を克明に記録している。辺野古の海には5000種以上の絶滅危惧種の生物が生きている。何千年も前から周りの生き物を優しく育て慈い場所を与えており、私たちの大事な酸素も作り出している。その美しい珊瑚たちが、移植したという名目で削り取られ、粉々にされ、猛毒の接着剤で貼り付けられている。それも種類の違うものを適当に組み合わせて貼り付けるといふ、ずさん極まるやり方なので、殆どの珊瑚が助からない。海の破壊だけでなく最近では、辺野古第二ゲートから大浦湾へ行くまでの道の周りのシュワブの森が無惨に切り倒され赤土の山に変貌している。大雨の日々の中、赤土が海を真っ赤に汚していた。いつの間にか防衛局は海だけでなくシュワブの豊かな森も削り取っている。目に見えないところでどん

どん破壊が広がっている。

その上自公政権は県外からの埋め立て土砂を大幅に県内からの調達に変更し、沖縄戦の激戦地だった本島南部の土地から目標の7割を採掘する計画を立てた。遺骨収集をして遺族に返す取り組みをしているガマフヤ一の具志堅さんは何度もハンガー・ストライキをして、国や県に訴えてきた。南部の戦跡地はおびただしい戦死者の骨が埋まっている所であり、その骨を、基地を造るために埋めるのは戦死者を「二度殺すことだ」という具志堅さんの訴えに多くの県民は賛同している。県も業者が開発を始める前に遺骨の有無を確認させる措置命令を出した。しかし業者は不服として総務省の公害等調整委員会（公調委）に命令を取り消す裁定を求めた。今回和解案を県が合意したとあるが大きな問題を残している。国が県民を意図的に分断して自衛隊の基地を含めて軍備拡大を沖縄に押し付けているのも過剰警備（抑止力）の名のもとに行われる。私たち市民を守るための過剰警備ではないことを深く考えたい。

●復讐50周年企画

～本土からの便り～

僕にとっての沖縄

中間重喜 (東京都渋谷区在住)

とが発覚する。僕は高校のクラスにチラシをまいたり反戦グループを組織したり、時折デモなどに参加するようになった。

テレビは連日のように沖縄の嘉手納米軍基地から飛び立つ巨大な米軍の爆撃機を映し出していた。米軍車両の起こした交通事故に端を発したコザ騒動は植民地化された沖縄の人々の怒りの爆発であった。72年、沖縄が返還されても嘉手納基地からはベトナムに向けて爆撃機が飛び続けた。だから僕にとって沖縄はアジア太平洋戦争よりベトナム戦争と分ち難くつながっている。僕の育った街の海岸からベトナムの人々を殺すための爆弾が搬出され、沖縄の米軍基地から爆弾を搭載した爆撃機が飛び立っていた。

沖縄が日本に返還された1972年、僕は東京の大学に入学した。高校時代、ベトナム反戦運動が広がるなか、地元・北九州の小倉にあった山田弾薬庫(旧日本陸軍弾薬庫)から敗戦後1972年まで米軍弾薬庫から深夜、大型トレーラーで僕の住む門司港田の浦の海岸まで、ベトナムに米軍が投下するナバーム弾が密かに運ばれ船に積み込まれているこ

て屈辱の日となるが、72年の返還後今日に至るまで沖縄の実態は変わっていないのではないか。米空軍は沖縄の空を自由に飛び、緊急時にはどこにでも着陸する。駐留米兵は基地の外で犯罪を犯しても罪に問われな

い。直近では5月8日、米兵運転車両が基地の外で男性を轢き殺したが、犯人の米兵は米軍憲兵によって米国領土である基地内に「保護」された。一部は返還されたものの、沖縄には今なお広大な米国領としての米軍基地が存在する。沖縄の空を飛び回る米軍機、地上を疾駆する米軍車両、沖縄の人々はそうした日常生活を送っている。

僕が生まれた1952年に締結されたサンフランシスコ講和条約の第3条において日本は米国による沖縄の軍事支配植民地化の恒久化を承認し、翌53年4月28日に発効した。かくして「ヨンニツパ」は沖縄にとっ

琉球処分以来かたちを変え連続と続く沖縄に対する抑圧。僕などが容易に感じ取ることが出来るはずもない。沖縄の「復帰」50年に意味があるとすれば、近代以降他国への繰り返された侵略を含むこの国の歴史を偽りなくとらえ、日本国憲法の理念に照らして今日の沖縄の現実をみつめる、その契機にはなるだろう。

●復讐50周年企画

～本土からの便り～

沖縄について思うこと

橋本 進 (兵庫県神戸市在住)

私が、沖縄のことを思うようになったのは高校生の時の人権をテーマにした課外学習がきっかけでした。

私の中学・高校生の時代は「未開放部落」と言われる一部の地域に住んでいる人やその地域の出身者に対する偏見や差別がまかり通る時代でした。

そのため、本来差別的意味のない「部落」という言葉もタブー視され

るようになり、今日でも使われることはないように思います。そのようななかで「沖繩」もテーマになりました。

なにしろ五十数年も前のことであり、その内容はよく覚えていないのですが。当時はまだ米軍統治下であったので、沖繩は大変なんだなあと感じたのがきっかけだったと思います。しかし、1972年の復帰後は、特別に強く勉強することもなく、なんとなくよかったなあと思っていました。

しかし、その後も米軍の問題や日本政府の対応など数々の問題があったことが、その都度ニュースになるなどまだまだ課題が多くあるように感じており、今年の記念すべき年を素直に喜べないのは、私だけなのでしょうが。

私は、沖繩県は日本の一部であり米軍占領が終われば日本復帰は何の疑問もなく当然のこととと思っていました。しかし、以前ラジオの番組のなかで元県知事の太田昌秀さんが「日本復帰前に激しい議論があり沖

繩独立も議論になった。今日のような政府の対応では、独立論が再度出てくるのでは」と言われたのは衝撃でした。

しかし、明治以前は「琉球王国」という別の国であったことを思えば、日本の一県は当然と考えられていますが、沖繩の人々にとって一番いいのは何かということ、今一度考えていいのではないかと思います。

●復帰50周年企画

～本土からの便り～

与儀喜一郎さんを悼む

碩 健一郎

(京都府八幡市在住)

つづいて2回、計3回与儀さんにガイドをお願いし、移住をきめ、アパートさがしから公私ともお世話になりました。

移住後は普天間基地、キャンプハンセン門前の抗議集会、辺野古テント、高江など闘いの現場を案内していただきました。何よりも与儀さんから学んだことは、地上戦で軍隊は住民を守らなかったこと、アメリカ世では土地取り上げ、復帰闘争など今もつづく米軍基地があるがゆえの諸問題と県民の抵抗等でした。

病気で帰京せざるを得なくなりましたが、沖繩在住の2年間、沖繩本島での参院選、知事選のほか、名護市長選、南城市議選など7つの選挙に計64日間、現地に足を運んで闘いました。与儀さんはこうした心を私に伝えつづけてくださいました。与儀さんの活動に学び、沖繩の闘いに、また地元京都の闘いにと思うこのころです。

与儀さんに合掌

与儀喜一郎さんの逝去の報に接し、本当に残念。今年9月の知事選で、首里で会うことを楽しみにしていたのに。

与儀さんとの出会いは、沖繩が教科書問題で県民ぐるみの闘いに発展した直後でした。中間4人で沖繩訪問を計画し、ガイドを沖繩平和委員会にお願ひしたのがはじまりでした。

「復帰50年」を問うブックレットを緊急発刊!

今年2022年は、沖縄が「本土復帰」して50年の節目にあたります。

沖縄県民が「祖国復帰」に込めた願いは「基地のない平和で豊かな沖縄」の実現でした。

しかし、戦後77年・復帰から半世紀を経てなお、辺野古の新基地建設や先島諸島への自衛隊基地建設が強行され、日米安保の「要石」としての沖縄の軍事要塞化が急速に進められています。いま、沖縄の歴史と未来がかかった重大な分岐点に立っているといえるでしょう。こうした分岐点において本書が目指したのは、①復帰50年の沖縄の現状、②今後の沖縄県政に求められていること、③次の50年で沖縄が目指すべき方向性、これらを示すことでした。(本書「あとがき」より)



目次より

- 1 復帰50年の沖縄の歴史・現状と課題……………宮本憲一
- 2 軍事基地強化と環境問題……………桜井国俊
- 3 沖縄県における安全な飲み水を目指して……………砂川かおり
- 4 沖縄における社会保障の拡充—現状と課題……………石川満
- 5 なぜ沖縄に子どもたちの貧困は居座り続けたか—子どもの権利と保育の観点から……………山野良一
- 6 憲法・地方自治法は、国の理不尽な自治権侵害を許さない!……………白藤博行
- 7 沖縄復帰50年と平和憲法……………小林武
- 8 沖縄県経済の復帰後からのあゆみと今後の発展可能性についての考察……………照屋義実
- 9 戦後沖縄の経済、雇用・労働……………島袋隆志
10. 基地押しつけ・地方自治破壊の財政措置に抗して……………川瀬光義

お問い合わせ・申込先

おきなわ住民自治研究所

TEL:098-855-2515 FAX:098-853-6545

自治体研究社所

TEL:03-3235-5941/FAX:03-3235-5933